

「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会」第3回議事概要

日 時：平成24年8月22日（水）13：30～15：30

場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室3

出席者：（50音順、敬称略）

小早川光郎（座長）、佐瀬正俊（座長代理）、大濱しのぶ、大屋雄裕、
岡崎泰治郎、川出敏裕、建部雅、手塚洋輔、西津政信

<行政刑罰の現状と課題、千代田区路上喫煙禁止対策について>

○地方自治法では過料の上限は5万円であり、必ずしも実効的な制裁となっていない。

過料の上限を引き上げることが実効性を高める近道ではないか。

○間接強制（強制金）は将来に対するもので秩序罰は過去に対するもののようだが、厳密に区別できるのか。かけるときには強制の効力を持つが、結局、徴収するときには過去に対する制裁金となるのではないか。

○無資力者の秩序違反行為に対して、制裁によって対処しようという発想自体が無理なのではないか。

<行政執行法における行政強制の類型と実績、行政代執行に伴う妨害排除、現行法に定める実力行使の例について>

○民事執行法では、引渡義務は典型的な代替的義務であり、引渡義務という独立の類型であるが、行政法では、引渡義務を非代替的作為義務と解するのが一般的か。

○行政法においては、引渡義務は非代替的作為義務と解するのが一般的である。占有者の占有を解くのは非代替的作為義務であり、占有を移転した後に残っている物を取り出すのは代替的作為義務という整理である。

○行政法の代執行は代替的作為義務に限っているように見えても、引渡義務の扱いが異なるため、民事執行とパラレルには考え切れないところがあるのではないか。

○行政法では、土地収用法（102条の2）のように代替的でなさそうなものも代執行でやっている例があり、そこが不明確になっているのではないか。民事では直接強制ができ、引渡執行ができるが、行政法では直接強制が一般的に使えないので、代執行を広げてやっている面があるのではないか。

○地方自治体において、住民からの防犯や治安維持への期待に対応する体制が整備されていないために、警察への期待が目立っているのではないか。組織と体制を整え、他の行政機関が秩序維持的な業務を行っていくことが現実的に可能となれば、状況は変わってくるのではないか。

○ドイツには義務兵役があり、そこで訓練を受けた人が相当数社会に供給され、軍隊のOBがそれなりにいるため、ある意味では人材を確保しやすい状況にある。この違いは考慮すべき。